

沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則をここに公布する。

沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出書)

第3条 条例第11条第1項の規定による申出は、表現活動の内容を証するものを添えた本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出書（第1号様式）を知事に提出して行うものとする。

(公表しないことができる事項)

第4条 条例第11条第1項ただし書の規定により公表しないことができる事項は、次の各号に掲げる場合に
応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 公表することにより本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の解消を阻害すると認める場合 表現活動の内容の概要又は表現活動を行ったものの氏名若しくは名称

(2) 表現活動を行ったものの所在が判明しない場合 表現活動を行ったものの氏名又は名称

(3) 前各号のほか特別な理由があると認める場合 表現活動の内容の概要又は表現活動を行ったものの氏名若しくは名称

(意見陳述の機会の付与)

第5条 条例第11条第3項の規定による意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与は、知事が口頭による意見陳述を認めた場合を除き、公表に係る表現活動を行ったものに、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出する機会を付与して行うものとする。

2 公表に係る表現活動を行ったものは、意見陳述を行うときは、証拠書類等を提出することができる。

(意見陳述の機会の付与の通知の方式等)

第6条 知事は、意見陳述の機会を付与するときは、公表に係る表現活動を行ったものに対し、意見書の提出期限（口頭による意見陳述を認めた場合にあっては、その日時。第8条を除き、以下同じ。）その他必要な事項を意見陳述通知書（第2号様式）により通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第11条第1項の規定による公表（同項ただし書及び第4条の規定により表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表しないものに限り。）に係る表現活動を行ったものであって、その所在が判明しないもの（以下この項及び次項において「所在不明者」という。）に意見陳述の機会を付与するときは、意見陳述の機会の付与の通知を、所在不明者に対し意見書の提出期限その他の前項の意見陳述通知書に記載する事項を電子メールその他の適切な方法により通知し、又は知事が必要と認める表現活動の内容の概要並びに意見書の提出期限及び提出先をインターネットを利用して公衆の閲覧に供することによって行うことができる。

3 意見陳述の機会の付与の通知を前項の規定によりインターネットを利用して公衆の閲覧に供することによって行う場合においては、同項に規定する事項を閲覧に供した日から2週間を経過したときに、当該通知が所在不明者に到達したものとみなす。

4 意見陳述の機会の付与の通知は、意見書の提出期限の2週間前の日までに行わなければならない。

5 意見陳述の機会の付与の通知を受けたもの（第3項の規定の規定により当該通知が到達したものとみなされるものを含む。以下「当事者」という。）は、やむを得ない理由がある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の変更を意見陳述期日変更申出書（第3号様式）により申し出ることができる。

6 知事は、前項の規定による申出又は職権により意見書の提出期限を変更したときは、当事者に対し、変更後の意見書の提出期限を通知しなければならない。

(口頭による意見陳述の記録)

第7条 知事は、口頭による意見陳述を認めたときは、その指名する職員に意見陳述を記録させなければな

らない。

- 2 前項の規定により意見陳述を記録する者（次項において「意見記録者」という。）は、当事者が口頭による意見陳述をしたときは、意見陳述調書（第4号様式）を作成しなければならない。
- 3 意見記録者は、口頭による意見陳述の終結後速やかに、意見陳述調書を知事に提出しなければならない。

（意見書の不提出等）

第8条 知事は、当事者が正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出せず、口頭による意見陳述の日時に当事者が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会を付与することを要しない。

（審議会の会長）

第9条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

- 2 審議会は、条例第11条第1項の申出を行った者又は表現活動を行ったものに対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第12条 審議会の庶務は、子ども生活福祉部女性力・平和推進課において処理する。

（補則）

第13条 第9条から第12条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第14条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条から第8条まで及び第11条第2項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当する表現活動が行われた旨の申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申出者 住所
氏名
電話番号
メールアドレス

下記の表現活動は、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動に該当すると思われるので、沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第1項の規定により、表現活動の内容を証するものを添えて申し出ます。

記

- 1 表現活動が行われた日時及び場所
- 2 表現活動の内容
- 3 表現活動を行ったものの氏名又は名称
- 4 表現活動の対象となった本邦外出身等の氏名又は名称、連絡先等
- 5 1から4までの内容を証するもの

注意事項

- 1 申出者の住所及び氏名は、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 表現活動の内容を証するものは、表現活動を撮影した映像等のデータ、表現活動が公開されているホームページアドレス等とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

意見陳述通知書

様

沖縄県知事

印

沖縄県差別のない社会づくり条例第11条第3項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、
年 月 日までに意見書を提出してください。

記

予定される公表の内容	
公表の理由	
意見書の提出先	
備考	

注意事項

- 1 意見書には証拠書類等を添付することができます。
- 2 やむを得ない理由がある場合には、意見書の提出期限の変更を申し出ることができます。
- 3 知事が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。
- 4 正当な理由がなく意見書の提出期限までに意見書を提出しない場合又は口頭による意見陳述の日時に出席しない場合には、意見がないものとみなします。

第3号様式（第6条関係）

意見陳述期日変更申出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

意見書の提出期限の変更を申し出る理由	
提出期限の希望年月日	年 月 日

第4号様式（第7条関係）

意見陳述調書

意見記録者 職名
氏名

- 1 意見陳述の件名
- 2 意見陳述の日時及び場所
- 3 意見陳述に出頭した当事者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 4 当事者の意見陳述の要旨
- 5 証拠書類等の目録
- 6 その他参考となるべき事項